

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年12月3日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年12月20日から平成23年1月17日まで縦覧に供する。

平成22年12月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業) 水掛地区	丸亀市都市経済部 土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 水掛2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路整備事業) 東渡池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路整備事業) 岡田西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 宮池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路整備事業) 津森地区	〃